

## みやぎ食の安全安心取組宣言 登録承認基準

みやぎ食の安全安心取組宣言事業実施要綱第5条第3項（平成16年4月1日施行（以下「要綱」という。））で定める登録承認基準（内容変更を含む）は、原則として以下1から4までの要件をすべて満たしていることとする。

ただし、要件3及び4のみを満たさない場合においては、違反の様態、違反後の改善状況等を勘案のうえ、総合的に判断し、登録承認の可否を決定するものとする。

- 1 申請者が設定する食の安全安心に係る基準（自主基準）が、「自主基準の設定に関するガイドライン」（要綱別表1）1を満たすこと。
- 2 自主基準について、申請のあった方法により公開すること。
- 3 申請者が定める安全安心のメッセージが、関係法令等で禁止された表示に該当しないこと。
- 4 故意又は重大な過失により、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）等の関係法令に基づく命令又は処分を過去1年以内に受けたことがないこと。